

中国における「法」と「武力（軍事力）」の強化について

—「国際の平和及び安全」の維持のために何ができるのか？—

長崎大学大学院多文化社会学研究科・多文化社会学部准教授 河村 有教

1. 「法」を強化することによる「台湾独立主義勢力」の取締り

2022年9月21日、中国共産党中央委員会は、メディアに対して「中国の十年」をテーマに行った会見で、中国と台湾との関係、兩岸関係について以下のように述べた¹。すなわち、『台湾海峡兩岸一家』の理念を実践し、台湾海峡兩岸の同胞の幸福を念頭に、兩岸関係の平和的かつ一体的な発展を推進し、兩岸の交流と協力を促進し、台湾同胞の幸福を守るための制度整備と政策措置を改善した²とする。具体的に、生活面においては、カード式の台湾同胞カードの実施、福建省の金門への水の供給、「台湾同胞証」の発行、台湾同胞が中国本土で学習、起業、就職、生活する上で平等な待遇を受けられるように保障すること等をあげている。経済面においても、台湾の中国本土への投資は10年間で大きく成長し、兩岸貿易は、2011年に103億米ドルであったものが、2021年には3283億4000万米ドルとなり、台湾での中国本土の投資については、2011年時点では合計85,772件のプロジェクトに投資していたものが、2021年末には124,142件に達し、10年間で44.7%の増加となったとする。中国本土は、台湾にとっての最大の輸出市場であることから、最大の貿易黒字の源泉であり、台湾企業が台湾の外に投資する際の第一の目的地となっているとする。

他方で、この10年、台湾独立に反対し、統一を推進する機運が高まってきたとする。このため、

国家主権と領土保全を堅く守り、台湾独立の分離と外部勢力（外国）の干渉に断固して反対して、これらの「台湾独立分離主義勢力」の干渉と妨害を排除するために、台湾独立の不逞の輩を法に則って取締り、「台湾独立主義勢力」を強く抑止してきたことをあげる。中国本土は、台湾海峡の平和と安定、中華民族の根本的利益を強力に守り、将来も台湾の対外関係問題を適切に処理し、国際社会の一帯一路の原則の堅持を強化・発展させていくことが重要であるとしている。

そのうえで、中国の主権と領土の一体性を損ない台湾の統一を阻止しようとするすべての力と今後も断固闘うとともに、台湾統一という歴史的大業を成し遂げなければならないとして、「台湾独立主義勢力」の不逞の輩を法に則って取り締まるとする。

2. 中国共産党第20回代表大会における習近平国家主席の武力行使も辞さない台湾統一の方針

5年に一度の中国共産党第20回全国代表大会が2022年10月16日に北京で開幕した。台湾からも国民党の連戦、洪秀柱、新党の呉承兌等が祝電を送ったという²。国民党中央委員会は、中国共産党と国民党が引き続き意思疎通を図り、誠実に協力し、相互信頼を深め、台湾海峡の平和と安定を維持するために協力するよう希望すると表明している。

中国共産党第20回代表大会においては、「中国

1 中国台湾網 www.taiwan.cn/xwzx/la/202209/t20220921_12471842.htm (2022年10月16日アクセス)。

2 中国新華網 www.news.cn/politics/cpc20/2022-10/16/c_1129067328.htm (2022年10月16日アクセス)。

の特色ある社会主義の偉大な旗を高く掲げ、習近平国家主席の中国の特色ある社会主義思想を新時代に向けて全面的に実行し、偉大な党精神を受け継ぎ、現代社会主義国家の建設と中華民族の偉大な再生のための闘いに団結する！」というスローガンが掲げられた³。第19期中央委員会を代表して総会で習近平国家主席が行った報告の中でも重要な点として、第一に、包括的な法治を堅持し法治中国の建設を推進すること、第二に、百年の軍隊を建設するという目標を達成し国防と軍隊の近代化のための新しい情勢をつくりだし、「一国二制度」を堅持・完成し祖国の統一を推進することがあげられる。「中国の特色ある社会主義政治発展の道をゆるぎなく進め、党の指導、人民の主管、法の支配の有機的統一を堅持することが必要であり」、「愛国的統一戦線を強化・発展させるべき」とする。

具体的に、法治中国の建設については、「法の支配の軌道の上に現代社会主義国家を全面的に建設する」として、中国憲法の核心である中国の特色ある社会主義法制度を整備し、法にもとづく行政を堅持し、司法を厳格かつ公正に運用し、法治社会の構築を加速するとする。国家安全保障の全体構想をゆるぎなく実行し、党と国家の業務のすべての面において、国家安全を維持し、そのため、国家安全保障体制の整備、国家安全保障維持能力の向上、公安ガバナンスの向上、社会ガバナンス体制の整備の必要性を唱えた。

また、百年の軍隊の建設については、人民軍を世界一流の軍隊につくりあげることを加速することは現代社会主義国家を全面的に建設するうえでの戦略的要件であるとし、軍事訓練と準備を総合的に推進し、軍事ガバナンスを総合的に強化し、統合国家戦略システムと能力を向上させることが必要であるとした。

祖国の統一については、香港とマカオを法に従って統治し、中央政府の全権を実施し、「愛国者が香港を統治する」、「愛国者がマカオを統治する」という原則を実行し、香港とマカオが国全体の発展にうまく溶け込み、中華民族の偉大な若返りを

達成するためにより良い役割を果たすよう支持することを主張した。あわせて、台湾について、「我々は、最大限の誠意と努力をもって平和的統一の実現に寄与することを主張するが、決して武力行使を放棄せず、必要なあらゆる措置をとるという選択肢を残す。祖国の完全な統一は必ず達成されなければならないし、必ず達成できるのだ！」と主張した。

習近平国家主席は、中国共産党第20回代表大会において、台湾統一については、「決して武力行使を放棄せずあらゆる必要な措置をとる選択肢を残す」としており、「法」と「武力（軍事力）」という二つの「武器」を使って、台湾統一の達成を進めて方針を改めて国内外に示したのである。

3. 中国における「人身の自由」についての権利侵害

中国共産党の指導によって、中国本土の人々の生活は豊かになったことは否定できない。「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」で保障される「相当な生活水準についての権利（第11条）」、「健康を享受する権利（第12条）」、「教育についての権利（第13条）」、「科学および文化についての権利（第15条）」の一層の人権保障の漸進が図られた。しかしながら、「中国共産党や中国政府の方針や措置、対応を批判する」ためのデモを行う自由等を法によって規制、処罰することで、「自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受する」とする1948年12月10日国連第3回総会で採決された世界人権宣言にもとづき、1966年12月16日国連第21回総会で全会一致（賛成104）で採決された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」で保障される人権の保障は後退化している。中国憲法5条で謳われている「社会主義法制と社会主義法治国家」の建設、すなわち中国型の「個人の権利を『法』で縛り政府の権力を『法』で保障する」法の支配によって、「自由の根源」である身体を拘束されない自由、すなわち人身の自由が大きく侵害されている現実がある。

3 中国台湾網 www.taiwan.cn/xwzx/PoliticsNews/202210/t20221016_12478648.htm（2022年10月16日アクセス）。

人間が、身体的自由を拘束されることほど辛いことはない。奴隷と非奴隷とを区別する基本的標識が人身の自由にあるとすれば、他の人権の保障は人身の自由の保障を前提にはじめて可能となるのであり、人身の自由は人間にとっての最小限度の自由であり、「自由の根源」として、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」においても重要な個人の権利としての位置づけられている。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」9条1項は、「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。」として、同条2項で「逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる。」とする。そして、（刑事上の罪に問われて）逮捕され又は抑留された者は、裁判権又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」9条3項前段）。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」14条3項は、すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有するとして、(a)その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること、(b)防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡することが保障されている。

重要な点は、第一に、逮捕や抑留等、身柄が拘束される場合には、「どのような被疑事実」で、また「どのような理由」で身柄を拘束するのか、身柄を拘束する側が拘束される側にきちんと伝えること、第二に、身柄拘束された後、身柄が拘束された者は裁判権（司法権）を行使する裁判官の面前に「速やか」に連れて行かれることが保障され、その際には、釈放される権利の保障も拘束された者にとっては重要になることから、法律をよく知り、法律上のアドバイスを受けるために弁護人（法律家）と連絡をとり支援を受けることが保障され、不当な理由または不当な被疑事実による恣意的・裁量的な身柄拘束がなされないよう、そ

の理解する言語で「速やか」にかつ「詳細」に身柄を拘束している「罪の性質及び理由」を告げることが、人身の自由についての権利と逮捕抑留の要件として、国際法で保障されていることである。

しかしながら、中国においては人身の自由についての権利の保障をめぐる多くの問題が指摘されている。2019年の9月に北海道大学法学部でアジア政治史（中国近現代史）を専門にしている研究者の岩谷將教授が中国において身柄を拘束された。当時の日本での新聞記事の内容を整理すると、以下のように事実経緯が紹介されている。9月3日に、岩谷教授は中国政府系の中国社会科学院に招かれて中国に渡った。9月11日に中国社会科学院研究所で「日中戦争初期の日本の和平協力」と題する講演を行う予定で、2週間の中国滞在予定であった。9月8日、岩谷教授は、何らの理由も告げられることなく、滞在先のホテルで、中国の国家安全当局に身柄を拘束された（中国側の説明で「理由なく拘束はしない」と主張しつつも、身柄を拘束した被疑事実について9月21日の段階で日本へのメディアを通して明らかにされていない）。10月15日、岩谷教授は、被疑事実を認めたため釈放され、日本に帰国した。岩谷教授が釈放された際に、「中国の国家機密に関わる資料を集めていた」として、2014年に制定、施行された「中華人民共和国反スパイ法違反」で拘束されていたことが発表された。しかしながら、具体的に、岩谷教授のどのような行為が「中華人民共和国反スパイ法」の何条に違反する行為であったのか、何ら言及はされていない。身柄を拘束される際に、「不当な理由」もしくは「不当な被疑事実」によらず、すなわち恣意的・裁量的な身柄拘束がなされないように、拘束される側に「あなたの……の行為」が被疑事実で「何法の何条に該当する何の罪なのか」という説明と、拘束される側からの「不当」である申し立てを裁判所（司法）が判断することが速やかに行われると同時に、法律をよく知り、法律上のアドバイスを受けるために弁護人（法律家）と連絡をとり支援を受けることが、人身の自由についての権利の保障において重要になる。「不当」な理由や「不当」な被疑事実、すなわち中国の行政機関による恣意

的・裁量的な身柄拘束を規制し、個人の「人身の自由」の権利を「法定」の適正手続において保障しているのか、大きく疑問である。

「中華人民共和国反スパイ法」上の罪で懲役6年が言い渡されて刑期を終えて日本に帰国した日中青年交流協会元理事長の鈴木英司氏は、「判決理由は一切いわれのないものだった。」と新聞社の電話取材に回答している⁴。

4. 中国の法は悪法か？—法に内在する政策的意図

人身の自由の権利を侵害しているという問題の提起にとどまらず、そもそも中国の「法」は悪法ではないかという問題も提起される。中国本土では、個人の権利を「法」で縛り政府の権力を「法」で保障しながら、「中国型の法の支配（社会主義法治）」を進めてきた。香港を統治するにおいても本土で推進してきた「中国型の法の支配（社会主義法治）」を推進している⁵。

2019年、香港での犯罪の被疑者・被告人を中国本土に引渡を可能にして中国本土の刑事手続によって刑罰を科すようにする「犯罪人引渡及び刑事司法共助に関する条例改正案」（法案）が香港の人々によるデモによって廃案⁶となった。その後、中国は、2020年に、香港に香港特別行政区国家安全維持法（以下では、国家安全維持法という。）を制定して強硬的な法治を進めた。国家安全維持法の制定、施行である。国家安全維持法の制定、施行によって、香港では、「いかなる人も国家の分裂、国家統一を破壊する行為を組織したり、計画したり、実行したりあるいは参加したりすれば、武力を使用したか否かを問わず、武力による威嚇をしたか否かを問わず、犯罪とする。」として、国家安全維持法20条の「国家分裂罪」にあたり、「首謀者あるいは犯罪が重大であるときは、無期懲役または10年以上の有期懲役に処し、積極的に参加した者については3年以上10年以下の有期懲役、その他参加した者に対しては

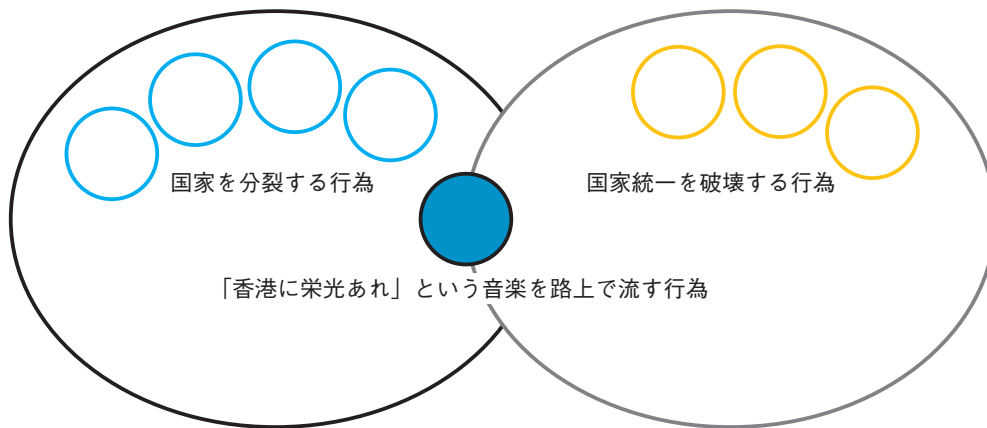
3年以下の有期懲役、拘留もしくは管制に処する。」として刑罰が科されることになった。国家安全維持法の「国家分裂罪」は、もともと中国刑法（中国刑法）で規定されている「国家分裂罪」と同じ内容のものである。中国刑法103条1項の「国家分裂罪」も、「国家を分裂もしくは国家の統一を破壊することを組織し、計画もしくは実施した首謀者又は罪の重い者は、無期懲役又は10年以上の懲役に処する。積極的に参加した者は、3年以上10年以下の懲役に処する。その他の参加者は、3年以下の懲役、拘留、管制又は政治的権利のはく奪に処する。」と規定している。いずれも、武力を使用したか否かを問わず、「国家の分裂、国家統一を破壊する行為」を犯罪（国家的法益を侵害する罪）として処罰するものであるが、「国家を分裂する行為」、「国家統一を破壊する行為」が具体的にどのような行為であるのかを規定していない。具体的にどのような行為が犯罪であるかを明示しないで、あえて抽象的な文言の規定をおくことにより、何かしらの行為を「国家を分裂する行為」もしくは「国家統一を破壊する行為」（重なる行為もあることもあり得ると解されるが）にあたるとして、容易に法を運用する（取り締まる）側に拘束を許してしまう（現行犯逮捕できる状況をつくりだしてしまう）建てつけになっている。当然のことながら、司法（裁判所）においての法の適用も、裁判官が悪しき意味で柔軟に有罪を判決できるような構造である。

人身の自由の権利の侵害以上に、「法」に内在する問題は、個人の権利の侵害を容易にする悪法とも解されるものであり、悪法がつくられないようにするための原則である罪刑法定主義の原則を決して受け入れない中国独自の法の制定に起因するものである。罪刑法定主義は、何が犯罪で何が犯罪でないかをあらかじめ国民に提示しておくことで国民の自由を保障する、すなわち国家による不意打ち的な処罰を避ける機能を有するものである。

4 読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/world/20221012-OYT1T50363/>（2022年10月16日アクセス）。

5 河村有教「香港における法と社会の変容—香港の「個人尊重」と中国の「国家安全」との葛藤の中で」21世紀東アジア社会学 11号（2021年）119-133頁。

6 国家安全維持法の制定によって、結果として、「国家安全を害する罪」の被疑者・被告人を中国本土に引渡し、中国本土の刑事訴訟法に則って刑罰を科すことを可能にした。



国家分裂罪にあたる行為とは？

2014年11月1日に公布され、施行された「中華人民共和国反スパイ法」（中華人民共和国国家主席令第16号）27条も、「外国の機関、団体もしくは個人が、犯罪を構成する諜報（スパイ）行為を行い、若しくは他人にこれを行わせ、又は中国国内の機関、団体もしくは個人が外国の機関、団体もしくは個人と共謀して諜報（スパイ）行為を行った場合には、刑事責任を追及しなければならない。」とする。犯罪行為とするスパイ行為とは具体的にどのような行為であるかが法に規定されるべく重要な点であるが、「中華人民共和国反スパイ法」38条では、スパイ行為とは「中華人民共和国の国家安全保障に反する活動」としか書かれていない⁷。

5. 「個人の権利を『法』で制約し政府の権力を『法』で保障する」中国型の法の支配（社会主義法治）

ジョージ・ワシントン・大学ロース・クールのジョン・マーシャル・ハーラン研究所の教授でプライバシー法を専門にするダニエル・J・ソロブ（Daniel Justin Solove）教授は、Nothing to Hide : The False Tradeoff Between Privacy and Security (Yale university press, 2011)

で、「国家安全保障」という言葉の用いられ様に警鐘を鳴らし、「『国家安全保障』は、単に監視のみならず、政府記録の秘匿及び市民的自由の侵害のためにも頻繁に濫用されてきている。⁸」として、「国家安全保障は不明瞭な概念で、あまりにも頻繁に規制、監督及び説明責任を減らすことを正当化するために使われている。」ことから「最低でも、国家安全保障の主張は、大いなる懐疑心をもって検証されるべきである。⁹」とする。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」19条1項は、「すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利」を保障している。しかしながら、3項(b)において、「国家の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」の目的のために必要であれば一定の制限を法律によって課すことができるとする。同様に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」21条も、「平和的な集会の権利」を保障しているが、「国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため必要なものは法律によって制限を課すことができる」とする。

香港における国家安全維持法の公布、施行による香港の人々の身柄の拘束については、「われわ

7 その後に公布、施行された（2015年7月1日公布・施行）中華人民共和国国家安全法2条に「国家安全とは、国家政権、主権、領土の統一、人民福利、経済社会の持続的発展と国家その他重大利益が危険に侵されない、内外から威嚇されない状態である。」とするが、やはり漠然とした内容である。中華人民共和国国家安全法4条は、「中国共産党による国家安全活動の指導が堅持され、集中統一され、権威的な国家安全指導体制を構築する。」としており、13条において「いかなる組織及び個人の本法及び関連する法律に違反し、国家安全を護る義務を履行しない、または国家安全に危害を加える活動した場合には、法に依り法律上の責任が問われる。」とする。

8 大島義則ほか訳『プライバシーなんていらない!?』（勁草書房、2021年）73頁。

9 前掲注8）77頁。

れは国際法上の『表現の自由』も『集会の自由』も個人の権利として保障している。しかしながら、『国家の安全』の目的のために法律によって制限を課しているにすぎない。」と、中国政府としては、国際法に則って法律による制限を課しているだけだとのレスポンスが予想される。しかしながら、個人の「表現の自由」や「集会の自由」を保障する上では、何が犯罪で何が犯罪でないかをあらかじめ個人に提示しておくことが重要になるにもかかわらず、具体的にどのような行為が犯罪であるかを明示しないで、あえて抽象的な文言の規定をおき、国家による不意打ち的な処罰を正当化することは、結局のところ、個人に「表現の自由」や「集会の自由」を保障していないのと同じであるとも解される。どのような行為が犯罪になるのか不明であれば、不意打ち的な処罰を避けるために行動の自由は萎縮^{いしゆく}する。

中国は、法治中国の建設については、「法の支配の軌道の上に現代社会主義国家を全面的に建設する」として、くわえて、国家安全保障の全体構想をゆるぎなく実行し、党と国家の業務のすべての面において、国家安全を維持し、そのため、国家安全保障体制の整備、国家安全保障維持能力の向上、公安ガバナンスの向上、社会ガバナンス体制の整備が必要であるとする。中国においての法治の推進とは、党と国家の業務のすべての面において、いかなる行為をも含まれ得る「国家安全」を保障する、すなわち「政府の権力を護る」のための道具と化している。習近平国家主席は、香港を法に従って統治し、中央政府の全権を実施し、「愛国者が香港を統治する」という原則を実行し、香港が中国全体の発展にうまく溶け込み、中国にとって良い役割を果たすようにと強調している。

6. おわりに―「法」と「武力（軍事力）」を強化する先には、何があるのか？

国家安全、すなわち、国家政権（中国憲法1条が掲げる社会主義制度にもとづく社会主義国家）、主権、領土の統一、人民福利、経済社会の持続的発展と国家その他の重大利益が危険に侵されない、内外から威嚇されない状態を護るために、中

国は、「法」と「武力（軍事力）」を強化することによって、中国共産党が指導していくという方向性を中国共産党第20回代表大会で明らかにした。領土の統一、すなわち台湾統一についても、同様に「法」と「武力（軍事力）」の強化によって漸進させていくものと思われる。中国の「武力（軍事力）」の実態についてもわれわれは認識を深める必要があるが、中国の国際法の使い方、また中国がどのように法を用いて「中国型の法の支配（社会主義法治）」を強化していくのかについてもわれわれは十分に理解を深める必要がある。

「中国型の法の支配（社会主義法治）」は、「国家安全」を看板にして、法で権力を保障し、個人の権利を法で制約することによる様々な問題がある。国際社会が「中国型の法の支配（社会主義法治）」を寛容に認めれば、「武力（軍事力）」の拡大を見て見ぬふりをすると同じく、国際社会における人権の保障、例えばここであげた「表現の自由」や「集会の自由」等権利が後退していくことにもつながる。さらには、「法」と「武力（軍事力）」の強化を通して、「国際の平和及び安全」を害して、力によって台湾統一という国際秩序を変えようとする「覇者」の道を許してしまうことにもつながる。

中国国内の「国家安全」以上に、われわれは、国連憲章1条にある「国際の平和及び安全」を強調していかなければならない。万一、中国が台湾に対して武力行使をする事態になれば、国連憲章1条の「国際の平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によつて実現すること」に違反することになる。

「表現の自由」、「集会の自由」が実質上規制されている中国国内において「国際の平和及び安全」の維持のための「浄化」作用が期待できない中で、国際社会における平和的共生のために、「国際の平和及び安全」の維持において中国の「武力（軍事力）」と「中国型法の支配（社会主義法治）」の強化についてわれわれがどのようなことを懸念しているのかを突き詰めて発信し続けていくことが重要ではないだろうか。